

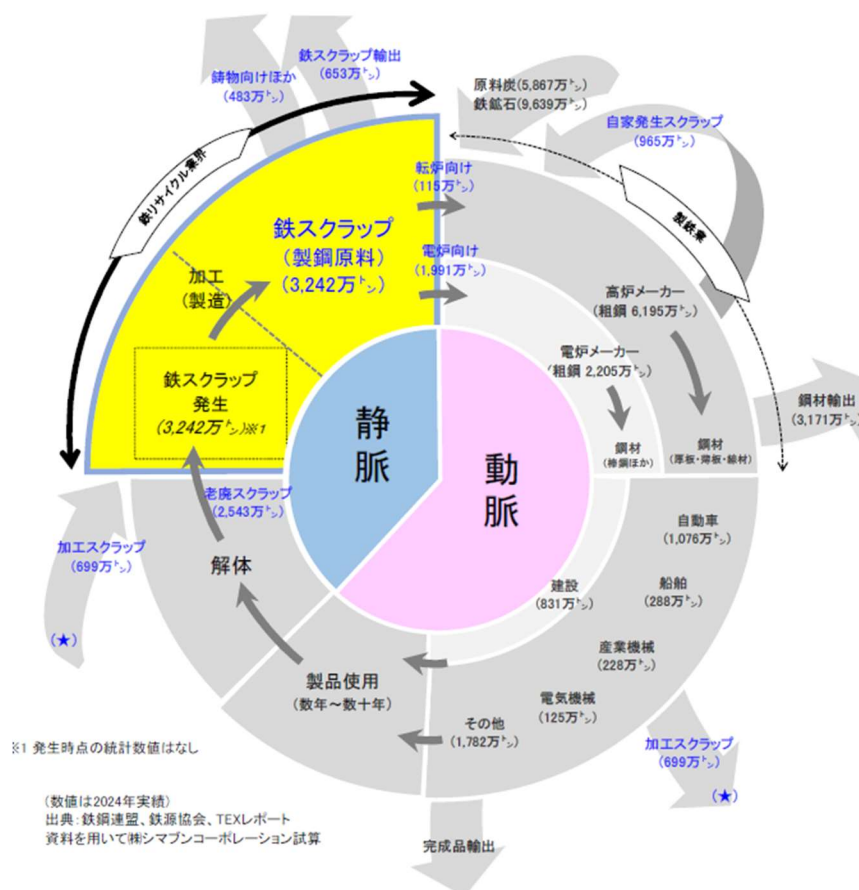
日本鉄リサイクル工業会としての提言と要望

1. 提言と要望の背景

(1)鉄と鉄スクラップについて

- ・鉄は無限に再利用可能な貴重な資源/素材のため、歴史上人類は、法や規制がなくても、千年以上前から自発的に鉄をリサイクルしてきた。
- ・現在も鉄スクラップの重要性は変わらない。鉄スクラップは製造業や建設業の活動の過程あるいは様々な製品・構造物の使用の最終段階で発生する有価の発生物だが、鉄リサイクル業界が発生場所から回収し、適切に加工したうえで、主として国内の鉄鋼業に年間 2 千万トンを以上供給することで、再び鉄鋼製品に生まれ変わり、日本の製造業・建設業で使われている。

(参考:国内における鉄の資源循環)



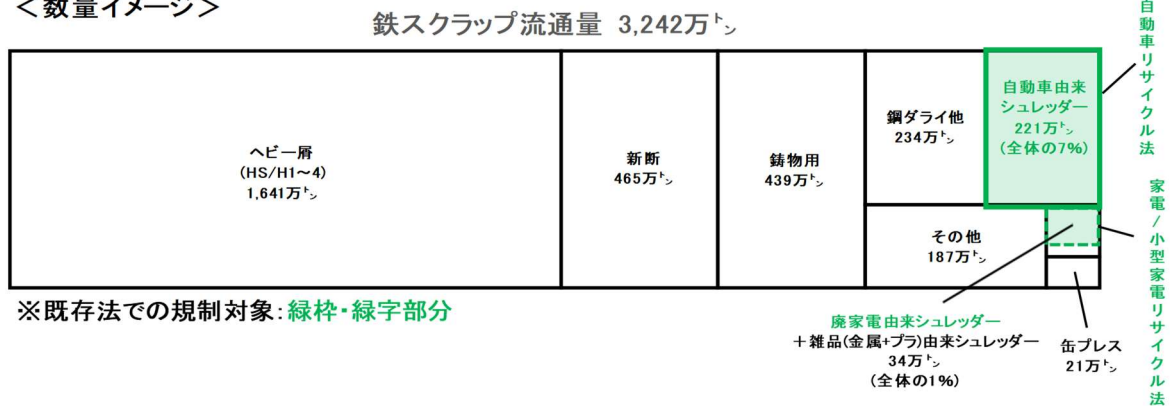
- ・すなわち、鉄スクラップは日本の鉄鋼生産の原料の 25%を占める貴重な国産資源であり、今後の脱炭素・循環型社会の構築に必要なだけでなく、経済安全保障上も重要な資源である。

(2)工業会のスタンス

- ・全国各地で発生する鉄スクラップをリサイクルする当業界は、長年に亘り毛細血管のように全国津々浦々で地域社会に根差し地域と共生して事業を営んできたが、10 年ほど前から関東圏を中心に法令を遵守せず操業する「不適正ヤード」が問題を起こすようになった。不適正ヤードが扱うのは、主に金属(鉄・非鉄)とプラスチックの混合品(いわゆる雑品スクラップ)や異物が付着した鉄スクラップなどで、不適正な操業に伴い悪臭・土壌汚染・火災等の生活環境保全上の影響を生じさせる他、外国人の不法就労も見られる。
- ・こうした不適正ヤードは、鉄リサイクル業界全体から見ればごくわずかの部分(数%)に過ぎないが、周辺環境の保全の観点や業界内の適正ヤード保護の観点から、業界団体として 2023 年から「適正ヤード推進委員会」の場で、環境省や警察庁、経産省と対応策の検討を重ねてきた。
- ・鉄リサイクル工業会としては、廃掃法改正の検討の段階から、
「不適正ヤード対策は、産業として見た場合に、広い意味で**法令順守コストを負担しない業者に対する不公正競争対策**であり、不適正な内容も環境面だけでなく、税金未納などの税務面や不法就労などの労務面等多岐に亘るため、環境省の法改正のみでは不十分で、複数省庁連携での対応が必要」
「昨年成立の警察庁の「金属盗対策法」は不適正ヤード取り締まりにあたっても、こうした省庁連携を促進するものと理解している」
と主張してきた。
- ・従い、環境法令のみで不適正ヤードに対応するのではなく、関係省庁(警察庁、国税庁、出入国在留管理庁、国土交通省、厚生労働省、総務省消防庁等)との連携により、**多層的で抜け道のない実効性のある規制体系・監査体制を構築すべき**と考える。
- ・今回の廃掃法改正にあたり、従来は全体の 10%程度だった規制対象を金属スクラップヤード全体に拡大することに対して当工業会が賛同したのは、金属とプラスチック混合の雑品スクラップを扱う不適正ヤードが「金属のみ」と言い張ることにより自治体立入検査に限界があるという状況を打開し、実効性を高めるためであって、鉄スクラップは依然として廃棄物ではなく有価物であり、一日 10 万

トンを鉄鋼業界に供給し日本の循環経済を支える資源であることに変わりはない。それについての基本的な理解は今後も必要である。

＜数量イメージ＞



2. 検討会の進め方に関する提言

- ・今回の検討会は、循環経済促進の観点からではなく、不適正事業者撲滅の観点のみから、画一的な外形基準の各論(囲い、高さ制限、騒音等)の議論に終始しているように感じられる。細かい項目ごとの規制基準の議論は、一見理に適っているようだが、この方向性では部分最適は達成できても最終的に過剰な規制となり、全体最適を実現できないと考える。個別の基準の議論ではなく、全体として実効性あるミニマムの規制体系の導入を目指した議論が必要と考える。
- ・また、今回の検討会は改正廃掃法の政省令を検討しているので、それぞれ事情の異なる各地方自治体の個別具体的な対応(条例)を参照するのは良いが、それをベースとして議論すべきではないと考える。全国的な規制はナショナルミニマムでなければ、適正事業者の資源循環の活動にも影響を及ぼし、循環経済の実現への大きな障害となりうる。政省令とは別に、各地方自治体がその置かれた環境によって、より厳格な規制を条例化することは可能であり、それは政省令の議論とは別であるべきである。
- ・さらに、秩序だったリサイクル産業の育成・発展のためには要適正再生使用済金属・プラスチック物品の排出者である法人や個人にも適切な行動を求めるべきで、リサイクル業界のみに責任を負わせるのは適當ではない。

- ・鉄リサイクル工業会としては、循環経済の国家戦略化の大方針に基づき、不適正事業者の排除とともに、適正事業者の保護・育成が図られるような、実効性ある規制体系の構築に向けた前向きの議論を期待する。

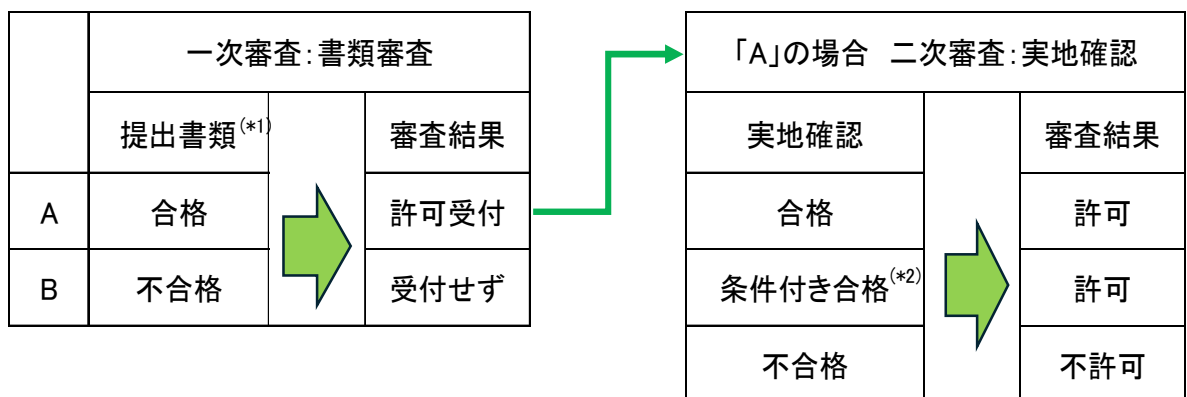
3. 許可審査手続きに関する提言

- ・本検討会では、リサイクルヤードにおける画一的な外形基準の細目の議論のみを進めているが、それでは部分最適・全体不最適に陥ると懸念する。
- ・改正廃掃法の目的が適正な国内資源循環であるとすれば、規制の目的は次の2つとなるはずである。

①不適正事業者が事業を行えないようにすること

②国内の資源循環を担う適正事業者の事業継続を圧迫せず、保護育成を図ること

- ・その観点で、上記目的について、規制・監督当局と適正事業者の負荷を最小限としつつ不適正業者を退場させるフローとして以下の2段階の許可審査手続きを提言する。(既存の廃掃法許可取得事業者については「みなし許可」とし、新たな申請は不要とする前提)



(*1)許可申請にあたり提出を義務付ける書類:

法人:登記事項証明書、法人税消費税納税証明書(5年分)、社会保険料納入証明書(5年分)、労働者名簿、報酬賞与支払調書(5年分)

代表者:納税証明書(5年分)

※これらの書類は環境省が考える「経理的基礎」とは異なる観点と推察する

(*2)「条件付き合格」は、工業会が従来から主張している「改正前の廃掃法上の許認可を必要としない事業のみ営んできた適正な事業者」に対する措置

- ・このように 2 つの段階を踏むことで、各自治体環境部局による実地確認の負荷軽減と同時に、実効性ある規制の全面実施までのリードタイムの短縮も期待できる。
- ・不適正事業者はほとんどが厳格な一次審査をクリアできないと想定する。
- ・第一段階の厳格な書類審査をクリアした事業者は、そもそも地域との共生、納税・法令順守義務を果たす事業者が大半になると考えられるため、第二段階の実地確認において要求する個別の外形基準については、ナショナルミニマムの規制で十分と考える。
- ・なお、当工業会としては、競争条件さえ同じであれば、経営主体の国籍を問うつもりはない。地域と共生し、納税や法令順守等の義務を果たすのであれば、出身の国や地域を問うつもりはない。

4. 法執行にあたっての要望

適正な国内資源循環の促進をより確実にするために、下記 2 点の対応を要望する。

(1) 排出者責任の厳格な適用

- ・廃掃法では排出者責任を厳格に定めている。産業廃棄物については、許可のない業者への委託は 5 年以下の拘禁刑あるいは 1000 万円以下の罰金となっている。
- ・今回の改正廃掃法により、金属・プラスチックヤードが全て許可対象となる以上、今後不適正事業者との取引には厳正に対処すべきであり、またそれが可能になると考える。
- ・不適正事業者へ排出された場合の実効性ある取り締まりや事業者名の公表、罰則の強化など、排出者側の責任を明示し、周知することが重要である。
- ・これにより、解体工事現場からのスクラップが不適正事業者に持ち込まれることがなくなり、適正な資源循環の推進に寄与すると考える。

(2) 実効性ある執行(取り締まり)の実施

- ・家電 4 品目、小型家電 28 品目は、それぞれ既に個別法が施行されているものの、違法な無料回収業者の存在等により個人から不適正事業者への流出が継続しており、法律制定時の思惑通りには機能していないと推定する。

- ・このような状況を放置したままで追加的に厳しい規制をしても、その規制の網の外に許可を持たない不適正事業者が残る懸念がある。(特に今回の許可審査の過程で脱落した不適正事業者が水面下で活動を継続することを懸念する。)
- ・従って、環境省のみならず、関係省庁連携で、全国で違法業者を摘発できるだけの体制・リソースの整備を要望する。

これらの措置により、排出者(法人・個人)から不適正事業者への供給を止めることで、不適正事業者は存続できなくなり、自ずから適正な資源循環が促進される。

5. LiB 処分に関する要望

リサイクル業界が安心して事業運営できるように、LiB 処分に関する責任の明確化につき対応を要望する

- ・既に LiB 起因の火災が年間 3 万件以上発生(環境省調べ:令和 7 年度:再資源化施設(破碎・選別・圧縮等を行う場所)での火災:3 万 2,167 件)していると推定される中、LiB の更なる普及により、今後こうした火災は増えることはあっても減ることはない想定される。
- ・リサイクル業界に火災発生防止や延焼防止の観点で高さ規制や面積規制を課すだけでは、パッシブな運用にとどまり、実効性が担保できない。
- ・LiB がリサイクルヤードに持ち込まれることのないように、LiB 処分に当たっての責任の明確化(ex.各自治体で責任をもって回収する体制の構築等)が必須と考える。

6. 総括

当工業会では、リサイクル業界が今後の日本の脱炭素・循環型社会の構築で大きな役割を果たしていくためには、不適正事業者の排除と同時に、少なくとも適正事業者の事業活動を阻害しない措置を講じるとともに育成も必要と考えることから、多層的で抜け道のない実効性ある規制体系・監査体制の構築を図っていただきたいと考えている。なお、今後、具体的な保管(港湾施設等を含む)・再生基準の制度設計の検討に際しては、当工業会として更なる要望等もあることから、環境省をはじめ関係行政機関等と個別の議論の場を設けていただきたい。

以上